

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

平成19年5月16日 職員課

1 条例の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、雇用保険の受給資格要件が原則として勤続12月以上（改正前 6月以上）とされたこと等にかんがみ、雇用保険に準拠している失業者の退職手当についても同様の改正を行う。

2 条例案の概要

- (1) 失業者の退職手当の受給資格要件を原則として勤続12月以上（現行 6月以上）とすること。
- (2) 船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削除すること。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする(2)及びイの一部を除き、平成19年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講じる。

<参考>

○失業者の退職手当とは

職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときは、その差額分を失業者の退職手当として支給している。（制度は雇用保険法に準拠）

○失業者の退職手当イメージ（改正前後を比較）

【改正前】支給要件は勤続6月以上（退職手当、失業者の退職手当、雇用保険法の失業給付ともに）

県職員	退職手当額	失業者の退職手当
民間	雇用保険法の失業等給付	

【改正後】失業者の退職手当、雇用保険法の失業給付の支給要件が勤続12月以上に延長

- (1) 勤続6月以上、12月未満の場合

県職員	退職手当額	失業者の退職手当 ⇒支給対象外
民間	雇用保険法の失業等給付 ⇒ 支給対象外	

- (2) 勤続12月以上の場合・・・改正前と同じ。

※支給関係表

勤続期間	退職手当	雇用保険法の失業等給付	
		改正前	改正後
6月未満	×	×	×
6月以上12月未満	○	○	×
12月以上	○	○	○